平成２５年（フ）第３３３号
愛知県知立市新林町東新切24　サンベール101号、住民票上の住所愛知県知立市八ツ田町１丁目18番地１　メゾン橘Ａ201号
債務者　轟　　健二
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
福岡県大川市大字榎津574番地１
債務者　石橋眞喜子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
福岡県柳川市筑紫町131番地　つるアパート１号
債務者　高野ミチ子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
埼玉県越谷市千間台西１丁目15番地11　サンホワイト千間台Ａ103、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目13番地１　904号
債務者　鈴木　卓夫
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
新潟県柏崎市大字石曽根879番地７
債務者　石塚　廣光
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
新潟県長岡市緑町２丁目８番地７　コーポ佐藤101号室
債務者　桐生　幸子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
新潟県長岡市平島２丁目217番地１
債務者　大矢　直美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目113番地５　１階
債務者　渡久地沢子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６１５号
北海道石狩市花川南１条６丁目92番地　センチュリー花川Ｂ－２
債務者　平野　麻美
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４１号
札幌市中央区北３条西16丁目１番地30　富樫マンション603号
債務者　山本　拓司
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６０号
札幌市白石区菊水２条２丁目１番４―509号
債務者　大場　有佳
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５０号
札幌市南区石山２条６丁目７番80号　ソフィール１号館202号
債務者　高橋　祐子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４９号
北海道石狩郡新篠津村第46線北11番地
債務者　向井　　勉
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２２号
北海道恵庭市柏陽町３丁目11番地16　ボヌール弐203号
債務者　田畑　知子（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２９号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番46号　平岸ホワイトハイム18号
債務者　阿部　充真
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
北海道網走市大曲２丁目５番９―９号
債務者　白川　圭二
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
群馬県高崎市下小鳥町88番地10　シェイプエルⅡ203号
債務者　松尾　博志
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１７１号
群馬県高崎市倉賀野町342番地７　ダイアペンション倉賀野２号
債務者　玉田多加子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部